

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事は HP でダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。6月の最終週から梅雨らしくなって参りました。雨は厄介ですが、水不足が免れると思えば“恵みの雨”です。何事も前向きに・・・ 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆最低賃金法が変わります - 7月1日施行です
- ◆パワハラって何でしょう? - 厳しすぎる上司
- ◆雑感 - 執筆活動にあたって…私たちは支えられている

◆最低賃金法が変わります・・・7月1日施行です◆

7月より、最低賃金法が改正されました。最低賃金法とは、憲法第25条の生存権を根拠に、その地域や業種によって「このくらいは最低でも貰わないと生きて行けない。」ということで、「低賃金で労働させることを防止する」法律です。

福岡の場合は、地域別：663円、産業別：710円(各種商品小売業)～784円(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業)。地域別と産業別では、産業別が優先されます。7月からの改正点は、以下の通りです。

A: 地域別の最低賃金に満たない場合

[改正前] 罰金額の上限は2万円  
⇒ 罰金額の上限が50万円

B: 派遣労働者の最低賃金

[改正前] 派遣元の地域や業種が基準  
⇒ 派遣先の地域や業種が基準

C: 最低賃金額の表示の変更

[改正前] 時給、日給、週給、月給で最低賃金を規定  
⇒ 時給のみで最低賃金を規定

注意すべきことは、Cの『最低賃金の表示が変わる』ということです。

《最低賃金の計算方法》

上記“C”により、日給でも月給でも“時給”で換算しなければならなくなります。また、月給では、家族手当や通勤手当、時間外手当等を含まない、いわゆる基本給をベースに計算します(役職・営業手当は含みます)。

◎月給の場合

月給：15万円(基本給：11万円、家族手当：3万円、通勤手当：1万円)  
年間所定労働時間：2,085時間  
時給換算では、11万円×12ヶ月÷2,085時間＝633円。

◎日給の場合

日給：5,200円、1日の所定労働時間：8時間  
時給換算では、5,200円÷8時間＝650円。

福岡の地域別最低賃金は663円ですので、この人は最低賃金を下回っていることになります(産業別なら尚更です)。

計算のポイントは、“基本給のみで計算する”ということです。よく勘違いされるのが、月給制の場合、手当の額も含めた賃金で考えてしまうこと。例のように、家族手当等を支給して、そそこの額になったとしても、違反状態となってしまいますので要注意です。

違反を摘発されれば、不払いとされた賃金を支払うことは勿論のこと、最高50万円の罰金刑が科されます。訴訟にでもなれば、裁判所から付加金(倍返し)の支払命令を出される場合もあります。

最低賃金額は、地域別は毎年10月頃、業種別は毎年12月頃に見直しが行われています。一度検証してみてください。

◆パワハラって何でしょう? 厳しすぎる上司は…◆

セクハラならぬ“パワハラ”という言葉をご存知でしょうか。パワハラはパワーハラスメントのことで、上司によるいわゆる“イジメ”です。

昨年10月、「上司からのパワハラが原因で自殺」をした男性に、労災認定命令がなされました。当初、労基署は認定しなかったのですが、東京地裁が処分取消命令を出しています。判決では、「男性は上司の馬事雑言のためにうつ病になり自殺した」と結論付けています。

この事件が発端となったわけではありませんが、『行き過ぎの指導』が目目され始めています。

パワハラの実態として、「職権を背に、業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を阻害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させること。」とあります。しかし、実は明確な定義はなく、法整備も進んでいません。

従って、パワハラを立証することはとても難しいのです。どこまでがイジメでそうでないのか、報道にあるような「子供のイジメ事件」を想像すれば、何となく困難さがイメージできるのではないのでしょうか。

ところが、パワハラが発生すると被害者の救済は最優先課題ですが、根源である加害者を何とかしないと、次の被害者が発生するのは目に見えています。

この場合の被害とは、

- ◎ある特定の部署だけが離職率が高い
- ◎社長が目をかけている社員が退職してしまう
- ◎うつ病で休職、最悪、自殺もない話ではない等が考えられます。

パワハラが発生して、会社側も対処に困っているケースがあるようです。「〇〇課長、ちょっと言いすぎだぞ。」と注意をすると、「部下を指導して何が悪いのですか。私の時はもっとひどかった。」等と、猛然と自己の正当性を主張してくる場合もあります。あまりの主張に、こちらがタジタジとしてしまうことも多々あるようです。

加害者にありがちな“タイプ”を考察してみましょう。ある本では、以下のよう

### ①支配者タイプ

⇒人が自分の思い通りに動かないと気がすまない。自分より下だと思

### ②自己防衛タイプ

⇒本来は臆病で、自分を見つめる勇気がない。虚勢を張り、自分の地位や既得権を脅かされる恐怖から逃れるために部下を執拗に攻撃。

### ③共感性欠如タイプ

⇒部下は、自尊心を満足させるためだけの存在。思いやり感が欠如し、自分より下の人間は、自分を引き立たせるための存在でしかない。

人の上に立ったことによる自尊心、地位を守ろうとする自己防衛心、思いやりの欠如。私たちの心の奥底に潜んでいることかも知れません。

部下を鍛えようとする気持ちが前面に出すぎて、部下が休職・退職・うつ病、最悪労災にでもなれば、目を覆いたくなります。長時間労働によるメンタルヘルスが注目されていますが、パワハラによる心身の故障も現実には発生しています。

上司の役割の一つに『部下を育てること』があります。追い越されない程度に成長させるというサジ加減は不要なはず。『管理職とは何ぞや』改めて問いかけてみる必要があるように思います。パワハラでなくとも、似たようなケースはありませんか？ 人のせいにする等…

### ◆雑感…執筆活動にあたって…私たちは支えられている◆

開業当時、遠い目標にしていたことの一つに、「いつかはメディアに登場」というものがありました。

ところが、あれよあれよという間に、昨年11月にはチームを組んで、本『ど素人が取りもどす年金の本(翔泳社)』を執筆させて頂きましたし、今年に入ってから産経新聞に寄稿しています。

地元紙ではないところがミソですが、産経新聞では【**知っ得！ 年金・保険・仕事**】というコーナーがあります。

今年の1月には【**夫に先立たれ…保障はどうなる？**】という記事、6月には【**休憩時間中の事故は労災になるの？**】という記事を執筆致しました。イン

ターネットでもご覧頂けます。興味があれば、『ゆうゆうLife 山下』で検索してみてください。

しかし、このように執筆できたのも実は私だけの力ではなく、お世話になった方々のお力添えがあったからです。もちろん“書き力”が必要なことは言うまでもありませんが、いくら力があっても出版社や新聞社の担当者の気持ち次第なわけで… 今更ながら「色々な人達に支えられているんだな～」と感じる昨今です。

皆様方の社員は如何でしょうか？ 私達を支えて下さるのはお客様です。『お客様が来店して下さる、電話を頂く。購入して頂く、喜んで頂く。』

お客様のご要望にお応えする(または、全部は無理でもお応えしようとする姿勢)のが、社員としての使命のほうです。「今日は雨だから面倒臭いなあ～ お客が来なければいいのに…」なんて言う社員は、ピシピシ指導して下さい。「そうだね。今日は早々に切り上げて帰っていらっしやい。」なんて送り出す親も親。雨の日だからこそ、お客様が来なくちゃいけないんです。

### ＜ お 仕 事 カ レ ン ダ ー ＞

- 7/1～7…全国安全週間
- 7/10…健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出  
一括有期事業開始届(建設業)  
※対象事業一概算保険料160面円未満  
かつ 請負金額1億9000万円未満の工事  
……6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付  
……特例による源泉徴収税の納付<1～6月分>
- 7/17…障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書、外国人雇用状況報告書の提出期限  
……所得税予定納付額の減額申請
- 7/31…労働者死傷病報告書の提出  
※休業4日未満の4～6月の労災事故についての報告  
……健康保険・厚生年金保険料納付(6月分)  
……所得税の予定納付額の納付  
……5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告  
……所得税の予定納付額の納付  
……8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2  
Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836  
E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)  
ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- ★就業規則の作成変更
- ★401k導入支援
- ★人事賃金制度の構築
- ★セミナー／講演
- ★管理者研修の実施
- ★各種助成金の申請
- ★退職金制度の構築
- ★労働／社会保険手続

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくは E-mail でお願致します。